

総社市広告掲載要綱

平成20年10月23日

告示第93号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載又は掲出することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の広報，印刷物
 - イ 市のWEBページ
 - ウ 市の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 部局 総社市事務分掌条例（平成17年総社市条例第6号）第1条に規定する市長直轄の組織及び部，会計課，教育委員会事務局，選挙管理委員会事務局，監査事務局及び並びに農業委員会事務局をいう。
- (4) 広告主 広告媒体に広告を掲載又は掲出する者をいう。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、当該広告媒体を所管する部局長（以下「部局長」という。）が別に定める。

(広告掲載の基本的な考え方)

第5条 市の広告媒体に掲載し、掲出する広告は、市の公共機関としての社会的信頼性及び公平性を損うことのないよう信頼度の高い情報によるものでなければならない。

(広告の範囲)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 人権侵害につながるおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに部局長が別に定める。

(広告募集方法等)

第8条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、部局長が別に定める。

(広告の掲載順位)

第9条 広告の掲載順位は、次のとおりとする。ただし、競争入札又は企画コンペ方式を採用する場合はこの限りでない。

- (1) 第1順位 公共団体、公社、公団、公益法人又はこれらに類するものに係る広告
- (2) 第2順位 公益性の強い企業、市内に本店又は支店を有する金融機関及び農業協同組合
- (3) 第3順位 民間企業等のうち、市が誘致した企業又は市内で公共事業を請け負っているもの
- (4) 第4順位 市内の商店街、市場、専門店の連合会
- (5) 第5順位 各種市民団体
- (6) 第6順位 前各号に掲げる以外のもの

2 同一の広告の掲載位置に同順位から2以上の申込みがあるときは、抽選等により決定する。

(物品等の寄附)

第10条 物品等の寄附により広告を行う場合については、別に定める。

(広告の責任等)

第11条 広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(審査機関)

第12条 広告掲載の公平性及び中立性を保つため、総社市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 総合政策部長
- (2) 総務部長

- (3) 財政課長
- (4) 市政情報課長
- (5) 総務課長
- (6) 人権・まちづくり課長
- (7) 教育委員会生涯学習課長

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、総合政策部長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、総務部長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、部局長が広告の掲載に疑義があると認めるとき、又は委員長が必要と認めるときに招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、市政情報課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第31号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第24号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日告示第20号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。